こどもの健康

※妊娠中に転入した人で、大和郡山市の妊婦健康診査補助券を持っていない人、子どもの乳幼児健康診査・育児相談票などを持っていない人は、「さんて郡山」へ連絡ください。
※警報発令時には中止することがありますので「さんて郡山」までお問い合わせください。
※12カ月児育児相談、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査には、右のQRコードより健康状態をご確認の上、受診ください。

事業名		対象	実施日・受付時間		持ちもの・備考	実施場所
■妊娠届（母子健康手帳の交付および出産応援ギフト申請）		医療機関で妊娠の判定を受けた人 要予約	保健師等との面談(30分程度)を実施します。事前に保健センターまで電話予約してください。			
■こんにちは赤ちゃん訪問		生後0カ月～2カ月児	お子さんが生まれた全てのご家庭に、保健師・助産師・看護師が子育て情報を持ってごあいさつにうかがいます。			
■乳児健康診査	4カ月児	生後4カ月の間のみ	実施日や予約の有無は、医療機関で確認してください。		・診査票　・母子健康手帳 ・健康保険証	市内指定医療機関
	7カ月児	生後7カ月の間のみ				
■12カ月児育児相談 ブラッシング指導や絵本の紹介など 仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント♪		令和5年6月　1日～15日生まれ	5日(金)	9:15～9:45	・育児相談票 ・母子健康手帳 ・バスタオル	さんて郡山
		令和5年6月16日～30日生まれ	19日(金)			
■1歳6カ月児健康診査 ※1歳6カ月～2歳未満まで受診可能 仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント♪		令和4年12月　1日～15日生まれ	3日(水)	13:00～13:45	・健康診査票 ・母子健康手帳 ・仕上げみがき用歯ブラシ ・バスタオル	
		令和4年12月16日～31日生まれ	17日(水)			
■3歳児健康診査 ※3歳～4歳未満まで受診可能 仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント♪		令和3年1月　1日～15日生まれ	10日(水)	13:00～13:45	・健康診査票(送付します) ・母子健康手帳 ・尿(送付した容器に) ・子ども用歯ブラシ	
		令和3年1月16日～31日生まれ	25日(木)			
■乳幼児・妊産婦 歯の相談 ブラッシング指導など、歯科衛生士による個別相談		乳幼児(0～6歳児 就学前)、妊産婦 ※各日定員1人。 要予約	5日(金)・19日(金)	11:00	・母子健康手帳 ・仕上げみがき用歯ブラシ ※歯科健診ではありません。	
			3日(水)・10日(水) 17日(水)・25日(木)	13:00		
■マタニティ・赤ちゃん相談 1人30分間の個別相談 (助産師が対応します)		妊婦、おおむね出産後1年までの産婦・乳児 要予約	10日(水)	9:30～11:30 13:00～15:30	・母子健康手帳 ・バスタオル(妊婦は不要)	
			24日(水)			

こどもの定期予防接種

種類		対象	標準的な接種年齢	接種回数
■ロタウイルス感染症	1価	生後6週～生後24週0日	初回接種の開始は、生後2ヵ月～生後14週6日	2回
	5価	生後6週～生後32週0日		3回
■B型肝炎		生後1歳まで	生後2ヵ月～生後9ヵ月に至るまで	3回
■小児の肺炎球菌		生後2ヵ月以上生後60ヵ月(5歳)まで	初回の開始は、生後2ヵ月～生後7ヵ月	初回3回　追加1回 ※接種年齢により回数が異なります。
■5種混合 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ	1期	生後2ヵ月～生後90ヵ月(7歳6ヵ月)まで	初回：生後2ヵ月に達した時～生後12ヵ月に達するまで 追加：初回3回終了後12月に達した時～18ヵ月に達するまで	初回3回　追加1回
■BCG		生後1歳まで	生後5ヵ月に達した時～8ヵ月に達するまで　1回	
■水痘		生後12ヵ月～36ヵ月	初回接種は生後12ヵ月～15ヵ月に達するまで	2回
■麻しん風しん	1期	生後12ヵ月～生後24ヵ月		1回
	2期	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ		1回
■日本脳炎	1期	生後6ヵ月～生後90ヵ月(7歳6ヵ月)まで	初回：3歳　追加：4歳	初回2回　追加1回
	2期	9歳以上13歳未満	9歳	1回
■二種混合 ジフテリア・破傷風	2期	11歳以上13歳未満	11歳	1回
■ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)		小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生相当	3回

◆**ヒブ、4種混合、5種混合予防接種について　4月から5種混合が開始となりました！**
ヒブワクチン、4種混合で接種を受けている場合は原則同じワクチンでの完了となります。

◆**日本脳炎予防接種の特例措置について（無料）**
・平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は、特例措置として20歳未満までに接種ができます。
1期を3回接種していない人は、不足回数を接種。また、2期は9歳から接種できます。
積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。

◆**ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）予防接種の特例措置について（無料）**
積極的勧奨を控えていた時期に接種対象者であった平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性は、令和7年3月31日まで無料で接種できます。
積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。
※予防接種について気にかかる事があれば、かかりつけ医または接種医師へ相談してください。
※市外の医療機関で接種する場合は接種前に「さんて郡山」で手続きが必要です。
※長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情により定期予防接種を対象年齢内に受けることができなかった人は「さんて郡山」までご相談ください。